

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定に基づき、定期監査の結果を下記のとおり公表する。

平成 27 年（2015 年）12 月 16 日

湖南省監査委員 渡 邊 悦 夫
同 望 月 卓

定 期 監 査 結 果

第 1 監査の概要

（1）監査の対象

本監査を実施した担当部課は次のとおりである。

1. 健康福祉部健康政策課
2. 健康福祉部社会福祉課
3. 健康福祉部高齢福祉課
4. 健康福祉部子育て支援課
5. 健康福祉部保険年金課

（2）監査の実施日

平成 27 年 10 月 21 日

（3）監査の方法

監査の実施にあたり、所管する 5 課に対し当該事業を抽出して定期監査説明資料の提出を求め、書類審査と担当職員から説明を聴き取りして監査を行った。

第 2 監査の着眼点

平成 27 年度監査計画に基づき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 199 条第 3 項の規定により、各事務事業が法第 2 条第 14 項（最小の経費で最大の効果を挙げる）及び第 15 項（組織及び運営の合理化に努める）の趣旨に則って執行されているかどうか、以下の観点に着眼し監査を行った。

1. 収入の確保が適正に行われているか。
2. 予算が適正かつ効果的に執行されているか。
3. 最小の経費で最大の効果をあげているか。
4. 組織及び運営の合理化に努めているか。

第3 監査の結果

監査対象課における事務について、概ね適正であると認められた。

第4 意見・要望事項

監査の意見・要望は以下に述べるとおりである。

1. 母子保健事業について（健康政策課）〔予算：62,430 千円〕

○予算の執行状況

平成 27 年 8 月 31 日現在

予算科目（4. 1. 3）	予算現額（円）	支出済額（円）	予算に対する 執行割合（%）
8. 報償費	3,126,000	1,020,000	32.6
9. 旅費	16,000	890	5.6
11. 需用費	1,590,000	667,232	42.0
12. 役務費	47,000	29,720	63.2
13. 委託料	45,867,000	11,441,361	24.9
妊婦健診委託料	45,507,000	10,974,705	25.1
3歳6か月健診 検尿委託料		16,800	
健診委託料		151,200	
新生児訪問委託		266,400	
乳幼児保育（もぐもぐ教室、夏休み健診）		31,875	
未熟児養育医療給付事業委託		3,000	
健康推進員連絡協議会委託	357,000	0	0
18. 備品購入費	70,000	70,000	100
20. 扶助費	7,007,000	2,562,649	36.6
合 計	57,723,000	15,791,852	27.4

※別途、賃金予算額 4,707 千円

妊娠期から産後にかけての健康管理や健診費、3歳半までの健診や子育て相談等に係る諸費用を軽減することにより出産・子育てが安心して行え、少子化問題の解決の一助とする事業である。

事業全体の約73%、45,867,000円が委託料であり、主な委託は県医師会や助産師会との妊婦健診委託43,077,180円、保健師による新生児訪問委託1,548,000円、公立甲賀病院との健診委託680,400円などである。

また、不妊治療助成などの扶助費が7,007,000円、健診や育児相談など医師、看護師への報償費3,126,000円など、8月末での執行率は27%であった。

誰もが安心して出産・子育てが出来る環境づくりへのより一層の対策、支援を望む。

2. 生活保護事業について（社会福祉課）〔予算：3,072千円〕

○予算の執行状況

平成27年10月1日現在

予算科目（3.4.1）	予算現額（円）	支出済額（円）	予算に対する 執行割合（%）
1. 報酬	903,000	451,200	50.0
8. 報償費	41,000	0	0
9. 旅費	93,000	77,480	83.3
11. 需用費	338,000	26,292	7.8
消耗品費	208,000	26,292	12.6
印刷製本費	130,000	0	0
12. 役務費	608,000	234,546	38.6
通信運搬費	340,000	108,835	32.0
手数料	268,000	125,711	46.9
13. 委託料	1,009,000	1,008,720	100
生活保護システム保守料	918,000	918,000	100
レセプト情報管理システム保守料	91,000	90,720	99.7
14. 使用料及び賃借料	10,000	0	0
19. 負担金補助及び交付金	70,000	68,900	98.4
合 計	3,072,000	1,867,138	60.8

生活保護制度は、資産、能力等すべてを活用しても、なお生活に困窮する者への最低生活の保障や自立への助成を目的とする。衣・食・住や教育、医療、介護、就労及び葬祭など、扶助の基準は広範にわたり、生活保護事業の円滑な実施のための調査や審査を行う。

今年7月現在の被保護世帯数は204世帯、被保護人員310人、保護率5.73%で、県内市部平均8.28%を大きく下回っているが、今年度から開始された生活困窮者自立支援制度により対象者が増加することも考えられる。

事業費は3,072,000円、主な事業はシステム保守料918,000円、嘱託医への報酬903,000円などである。適正な保護制度実施のための調査及び審査を行われたい。

3. 生活保護費支給事業について（社会福祉課）〔予算：434,570千円〕

○予算の執行状況

平成27年10月1日現在

予算科目（3.4.2）	予算現額（円）	支出済額（円）	予算に対する 執行割合（%）
20.扶助費	434,570,000	245,032,808	56.4
生活扶助費	145,261,000	122,452,289	84.3
住宅扶助費	77,634,000	0	0
教育扶助費	5,102,000	0	0
医療扶助費	190,808,000	117,266,795	61.5
介護扶助費	7,965,000	3,209,146	40.3
その他扶助費	3,061,000	0	0
施設事務費	4,739,000	2,104,578	44.4
合 計	434,570,000	245,032,808	56.4

生活保護制度に基づき、対象者に最低生活費を支給する事業である。

今年3月時点で、204世帯、316人が対象者で、保護率は5.84%であった。

昨年度決算扶助費は総額435,955,175円で、その内、医療扶助費が高齢化を反映して197,818,582円、45.4%を占めた。

10月1日現在、執行済額245,032,808円、執行率56.4%。依然として医療扶助人員は多い。また、住宅及び教育に係る扶助費は最終的に年度末に振替えられる。なお、事業費全体434,570,000円の3/4を国が負担する。

昨年度決算では事業費全体で前年比102%、医療扶助費も107%と毎年増加しており、今後も増加が見込まれる中、支給事業の適正な運用に努められたい。

4. 適正化推進事業について（社会福祉課）〔予算：4,602 千円〕

○予算の執行状況

平成 27 年 10 月 1 日現在

予算科目（3. 4. 3）	予算現額（円）	支出済額（円）	予算に対する 執行割合（%）
9. 旅費	134,000	0	0
11. 需用費	40,000	28,020	70.1
消耗品費	40,000	28,020	70.1
13. 委託料	4,428,000	4,050,000	91.5
生活保護システム改修業務委託	4,104,000	3,726,000	90.8
レセプト点検委託	324,000	324,000	100
合 計	4,602,000	4,078,020	88.6

生活保護事業の実務を担当する職員が、制度を正しく理解し、事業遂行に必要な知識、技術を身につけるなど、生活保護法の理念に沿って制度の適正な実施を図るための事業である。

今年度の事業費は 4,602,000 円で、89.2%にあたる 4,104,000 円がマイナンバー制度対応のためのシステム改修などに係る業務委託である。この事業費は制度の見直し等により大きく増減する。

5. 老人福祉推進事業について（高齢福祉課）〔予算：14,164 千円〕

○予算の執行状況

平成 27 年 10 月 5 日現在

予算科目（3. 1. 3）	予算現額 （円）	支出済額 （円）	予算に対する 執行割合（%）
8. 報償費	28,000	0	0
9. 旅費	7,000	0	0
11. 需用費	79,000	13,284	16.8
消耗品費	79,000	13,284	16.8
12. 役務費	1,000	280	28.0
保険料	1,000	280	28.0
13. 委託料	11,267,000	4,356,040	38.7
生活管理指導短期宿泊事業委託	527,000	205,740	39.0
生きがい活動支援通所事業委託	9,180,000	3,642,350	39.7
配食サービス事業委託	1,260,000	395,150	31.4

外出支援サービス事業委託	288,000	112,800	39.2
高齢者ホームヘルパー派遣事業委託	12,000	0	0
14.使用料及び賃借料	244,000	0	0
19.負担金補助及び交付金	2,538,000	4,860	0.2
さつき作陶館管理負担金	40,000	0	0
社会福祉法人等利用者負担軽減に伴う補助金	1,500,000	0	0
老人小規模住宅改造助成事業補助金	600,000	4,860	0.8
ひとり暮らし高齢者給食サービス事業補助金	398,000	0	0
合 計	14,164,000	4,374,464	30.9

高齢者福祉サービスを実施し、介護保険の地域支援事業と共に介護予防事業を行う。

事業費 14,164,000 円の内、委託料が 79.5%、11,267,000 円を占める。主な委託は生きがい活動支援通所事業委託 9,189,000 円である。家に閉じこもりがちな人に、市内6か所のまちづくりセンターで、日常生活動作訓練や趣味の活動の場を提供する。利用基本料は1人3,150円で、10月5日現在で413人が利用しており、12月補正で総額950万円とする予定である。また、自らが食材の調達や調理が出来ない高齢者への配食サービスも行っており、栄養バランスのとれた食事の提供と同時に安否確認も兼ねる。

昨年度のまちづくりセンター利用者数は延べ2,454人であったが、今後も利用者数の増加を図り、引きこもりがちな高齢者が社会とのつながりを維持出来る事業展開をされたい。

6. 児童手当支給事業について（子育て支援課）〔予算：1,281,809千円〕

○予算の執行状況

平成27年9月30日現在

予算科目（3.2.2）	予算現額 （円）	支出済額 （円）	予算に対する 執行割合（%）
9. 旅費	7,000	1,640	23.4
11. 需用費	490,000	322,443	65.8
消耗品費	170,000	123,021	72.4
印刷製本費	320,000	199,422	62.3
12. 役務費	5,000	0	0
手数料	5,000	0	0
13. 委託料	5,785,000	5,783,400	100
マイナンバー導入に伴う児童扶養手当システム改修委託	3,500,000	3,499,200	100
マイナンバー導入に伴う児童手当システム改修委託	2,285,000	2,284,200	100

20.扶助費	1,275,522,000	478,325,442	37.5
子ども手当	80,000	0	0
児童手当	1,058,545,000	348,100,262	32.9
児童扶養手当	216,177,000	130,255,180	60.3
合 計	1,281,809,000	484,432,925	37.8

少子化が進む中で、家庭生活の安定により安心して子育てが出来る環境を整備し、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資するため、児童手当を支給する。

また、児童を扶助するひとり親や保護者、障がいがある親などに対して、自立を促進するための児童扶養手当を支給する。

児童手当は、中学校を卒業するまでの児童を養育している者に対して支給され、児童の年齢や養育者の所得額等により支給額が定められている。支給は原則年3回（6月、10月、2月）に、それぞれの前月分までの手当が支給される。今年度予算額は1,058,545,000円、国庫交付金が740,816,000円（70%）、県負担金が158,796,000円（15%）である。9月末現在348,100,262円を執行（執行率32.9%）している。

また、児童扶養手当は18歳に達する日以後、最初の3月31日（18歳の年度末）までの「児童」を監護している父または母、もしくは父母にかわってその児童を養育している方に対して支給される手当である。今年度予算額216,177,000円、国庫交付金は1/3の72,058,000円である。9月末現在130,225,180円を執行（執行率60.2%）している。

児童の健やかな成長に資する手当であり、今後とも支給要件等の適正運用を図られたい。

7. 児童措置事業について（子育て支援課）〔予算：9,644千円〕

○予算の執行状況

平成27年9月30日現在

予算科目（3.2.2）	予算現額 （円）	支出済額 （円）	予算に対する 執行割合（%）
13.委託料	101,000	0	0
ひとり親家庭家事援助派遣等事業委託	58,000	0	0
子育て支援短期利用事業委託	43,000	0	0
19.負担金補助及び交付金	135,000	0	0
20.扶助費	9,408,000	1,748,867	18.6
母子生活支援施設入所措置費	8,808,000	1,748,867	19.9
助産施設入所措置費	600,000	0	0
合 計	9,644,000	1,748,867	18.1

DV被害者等を保護して自立に向けた生活支援を行ったり、経済的な理由等で出産が困難な場合に、安心して産める環境づくりを支援する事業である。

DVなどの生活支援としては、母子生活支援施設入所措置費が 8,808,000 円、国庫負担金 4,398,000 円（1/2）、県負担金 2,199,000 円（1/4）がある。

9月末現在、1世帯（子ども4人）が県外施設に入所しており、10月からは2世帯が入所する予定である。

その他、出産の環境整備として助産施設入所措置費として 600,000 円（国庫：238,000 円 県：119,000 円）がある。現時点での支出は無いが、2年に1度程度の入所措置実績がある。

緊急避難的な事業であり、児童手当事業等とあわせて、児童の健全な育成と少子化対策の一環としての大事な支援事業である。

8. 在日外国人福祉事業について（保険年金課） [予算：3,395千円]

○予算の執行状況

平成27年9月30日現在

予算科目（3. 1. 1）	予算現額 （円）	支出済額 （円）	予算に対する 執行割合（%）
20.扶助費	2,603,000	859,336	33.0
合 計	2,603,000	859,336	33.0

予算科目（3. 1. 3）	予算現額 （円）	支出済額 （円）	予算に対する 執行割合（%）
20.扶助費	792,000	176,000	22.2
合 計	792,000	176,000	22.2

本国に在留する外国人で、昭和56年の国民年金法の改正に伴って、昭和57年1月1日から国籍要件が撤廃された際、既に障がいが発生していたが障害者年金等の支給対象とならなかった者への障がい者福祉給付金の支給、及び既に高齢のため老齢年金の支給対象とならなかった者へ高齢者福祉給付金支給を行うことにより、在日外国人の福祉の増進を図るものである。

9月末現在、障がい者福祉給付金の支給対象者は一般支給対象者が4人で、月額50,000円、一部支給対象者は1人で、公的年金を差引いた月額14,834円である。予算現額2,603,000円、執行額859,336円、執行率は33%である。

また、高齢者福祉給付金の支給対象者は2人で、月額22,000円。予算現額792,000円、執行額176,000円、執行率は22.2%である。これらの福祉給付金を支給することにより、生活の一助となる。